

# いしかわの新たな観光スタイル開発支援事業 FAQ

令和6年4月1日時点

NO	質問	回答
1	宗教団体や政治団体は補助対象者となるのか。	補助対象外とします。（募集要項P3「3. 補助対象者」を参照）
2	法人格を有しない民間団体も補助対象者となるのか。	補助対象とします。（規約等を有し、代表者の定めがあり、財産管理等を適切に行うことができると認められる団体とします。）
3	DMOの登録のない観光協会でも補助対象者となるのか。	補助対象とします。法人格の有無は問いません。
4	公共の施設も補助対象者になるのか。	自治体が管理している施設は対象外となります。
5	県外に所在する事業者でも補助対象者になるのか。	県内に所在し、補助事業を行う事業者・団体のみ対象となります。
6	同一の事業者が複数応募する事は可能か。	複数の応募も可能とします。
7	着地型観光コンテンツとはどういったものか。	その地域ならではの自然、歴史、文化、食、産業などの資源を活用し、旅行者が現地で直に体感できるコンテンツとなります。具体例については、別紙「想定されるコンテンツ例」をご確認ください。
8	着地型観光コンテンツの開発に向けたニーズ調査は、採択対象となるのか。	調査のみの事業は対象外です。ただし、一連のコンテンツ開発事業の一部として行う調査事業については、補助対象とします。
9	既存事業の磨き上げに関する事業でも応募出来るのか。	本事業の趣旨に沿った既存事業の磨き上げであれば補助対象としますが、企画内容の磨き上げ・発展的要素や将来的な需要・継続性などをしっかり示してください。ただし、すでにブランドイメージが確立されている観光コンテンツの磨き上げについては採択される可能性が低くなります。
10	申請書類はどこに提出すればよいか。	事業者及び観光関連団体が応募事業を実施する市町の観光振興担当課に対して、申請書類を提出してください。（募集要項P4「4. 申請者」を参照）
11	なぜ県ではなく事業を実施する市町の観光担当振興課へ申請書類を提出するのか。	本事業は、県と市町が連携してコンテンツ開発の取り組みを支援するものであり、市町が県と同額以上の補助を実施するためです。
12	申請書等に不備などがなく、すべての申請要件を満たしていた場合、必ず本補助金を受けることができるか。	本事業の予算額には上限があるため、補助対象事業は審査により採択を決定します。優れた取り組みから優先的に採択となるため、申請要件および目的に合致していても、予算の上限に達した場合には採択されないことがあります。あらかじめご了承ください。

13	どういった経費が補助対象となるか。	以下の①～③を全て満たしている場合に限り、補助対象となります。 ①募集要項P3「1. 事業の目的」に沿っており、 ②募集要項P3「2. 対象の事業内容及び要件」を達成するために必要で、具体的な効果があることを事業計画書で説明でき、 ③募集要項P4「5. 補助額及び補助対象経費」の「(4)補助対象経費」に該当する場合。 ※ただし、P5～6の「(5)対象外経費」に該当する場合は対象外となります。
14	Wifi等の整備など設備工事費は補助対象となるのか。	当補助金では、軽微な施設及び設備の整備費を補助対象として認めています。ただし、補助対象と認めるのは事業のメインにはなり得ず、事業目的の達成や仕組みの補完・効率化のために必要かつ効果的な整備等に限りです。
15	他の補助金との併用は可能か。	原則不可とします。ただし、本補助金とは他の補助金が併用を認めている場合はその限りではありません。当該補助金の事務局へ確認してください。ただし、併用が認められる場合でも、同一経費を重複して補助対象経費として申請することはできません。（募集要項5(4)を参照）
16	利益が出た場合の取り扱いはどうなるのか。	補助対象経費から差し引く事とします。 例) 補助対象経費300万円として10万円の利益が出た場合は、補助対象経費は290万円となります。
17	事業実施にあたって、事前の概算払いをしていただくことは可能か。	事業の実施において必要と認められる場合は、概算払いをする事が可能です。
18	補助金の支払いはどのように行われるのか。	支払は、市町から事業者に対して、市町補助分と県補助分を合わせた額が支払われます。
19	取組内容は同様であるが対象地域が異なる事業について、応募は可能か。	可能です。ただし申請者となる全ての市町と十分に協議の上、申請を検討してください。なお、各事業に共通・重複する経費については、事業採択されても減額の対象となる可能性があります。また、採択にあたっては、地域の特性に応じ、新規性や誘客の寄与度も考慮しますので、申請する市町の状況により不採択もしくは減額での採択となる可能性もあります。
20	複数の市町を跨いで実施する、広域な事業の応募は可能か。	可能です。事業を実施する対象地域が複数の市町に跨っている場合は、原則、対象の全ての市町の観光振興担当課に対して申請書類を提出していただきます。 ただし、申請する全ての市町と十分に協議の上、申請を検討してください。また、各市町への申請にあたっては、各対象市町で活動する事業内容・経費を抜粋して提出して下さい。ただし、共通する事業内容・経費がある場合は、全ての対象市町にその事業内容・経費を含めて下さい。（その場合、共通する経費は各市町で重複することとなるため、県・市町で協議の上、経費配分を割振りします。） また、採択にあたっては、地域の特性に応じ、新規性や誘客の寄与度も考慮しますので、申請する市町の状況により不採択もしくは減額での採択となる可能性もあります。
21	事業費の大小は採択結果に影響するか。	影響ございません。
22	事業費の上限額、下限額はあるか。	事業費の上限・下限はありません。